

交付図書の訂正について

平成23年5月24日

(契約責任者) 東日本高速道路株式会社関東支社

横浜工事事務所長 小谷 充宏

平成23年5月16日付けで入札公告を行いました「横浜環状南線 桂台公田地区整備  
工事」に係る交付図書の内容の一部に誤りがありましたので、以下のとおり訂正致します。

以上

◎正誤表（1／2）

対象	誤		正	
特記仕様書 目次	目次		目次	
		頁		頁
	1. 工事概要	1	1. 工事概要	1
	2. 適用する共通仕様書	1	2. 適用する共通仕様書	1
	3. 監督員、主任補助監督員及び補助監督員の権限	1	3. 監督員、主任補助監督員及び補助監督員の権限	1
	4. <a href="#">主任技術者及び監理技術者</a>	3	4. <a href="#">配置技術者について</a>	3
	5. 工事用地等に関する事項	3	5. 工事用地等に関する事項	3
	6. 自工区外盛土場に関する事項	3	6. 自工区外盛土場に関する事項	3
	7. 関連施設その他との関係	4	7. 関連施設その他との関係	4
	8. 作業日及び作業期間に関する事項	4	8. 作業日及び作業期間に関する事項	5
	9. 関連工事に関する事項	5	9. 関連工事に関する事項	5
	10. 工程表及び履行報告に関する事項	5	10. 工程表及び履行報告に関する事項	5
	11. 工事用道路に関する事項	6	11. 工事用道路に関する事項	6
	12. 工事用材料に関する事項	7	12. 工事用材料に関する事項	7
	13. 支給材に関する事項	7	13. 支給材に関する事項	7
	14. 発生材の処理に関する事項	8	14. 発生材の処理に関する事項	8
	15. 保安に関する事項	8	15. 保安に関する事項	8
	16. 環境保全に関する事項	9	16. 環境保全に関する事項	9
	17. 再生資源及び建設副産物の活用	10	17. 再生資源及び建設副産物の活用	10
	18. 工事の出来形部分の確認に関する事項	12	18. 工事の出来形部分の確認に関する事項	12
	19. 中間技術検査に関する事項	13	19. 中間技術検査に関する事項	13
	20. かし担保に関する事項	13	20. かし担保に関する事項	13
	21. 建設現場のイメージアップ	14	21. 建設現場のイメージアップ	14
	22. 道路構造物点検の実施	14	22. 道路構造物点検の実施	14
	23. 創意工夫に関する事項	14	23. 創意工夫に関する事項	14
	24. 工事細部に関する事項	15	24. 工事細部に関する事項	15
	25. 割掛対象表の項目に示す工事内容	33	25. 割掛対象表の項目に示す工事内容	33
	26. 補足事項	35	26. 補足事項	35

対象	誤	正
<p>特記仕様書 P.3</p>	<p><b>4. 主任技術者及び監理技術者</b></p> <p>主任技術者及び監理技術者は、共通仕様書 1-7-1 (1) に規定する乙に所属する者又は次に掲げるいずれかの規定に該当する者とする。</p> <p>(1) 国土交通省通達「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成13年5月30日付、国総建第155号)</p> <p>(2) 国土交通省通達「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて」(平成14年4月16日付、国総建第97号)</p> <p>(3) 国土交通省通達「親会社及びその連結子会社間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成15年1月22日付、国総建第335号)</p> <p>なお、(1)～(3)の規定で定める恒常的な雇用関係とは、出向元企業と出向社員の雇用関係が3ヶ月以上ある場合をいう。</p>	<p><b>4. 配置技術者について</b></p> <p><b>4-1 配置技術者について</b></p> <p><u>乙は、共通仕様書 1-7 による他、次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者または監理技術者を当該工事に選任で配置しなければならない。</u></p> <p>(1)主任技術者及び監理技術者は、共通仕様書 1-7-1 (1) に規定する乙に所属する者又は次に掲げるいずれかの規定に該当する者とする。</p> <p>1)国土交通省通達「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成13年5月30日付、国総建第155号)</p> <p>2)国土交通省通達「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて」(平成14年4月16日付、国総建第97号)</p> <p>3)国土交通省通達「親会社及びその連結子会社間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成15年1月22日付、国総建第335号)</p> <p>なお、1)～3)の規定で定める恒常的な雇用関係とは、出向元企業と出向社員の雇用関係が3ヶ月以上ある場合をいう。</p> <p><u>(2)現場代理人、主任技術者、監理技術者のうち、いずれかの者が平成13年度以降に元請として完成及び引渡が完了した下記1)の施工経験を有すること。</u></p> <p><u>1) 土工量(「施工掘削量又は切土量」又は「施工盛土量又は埋戻し量」の大きい方)が1万m<sup>3</sup>以上ある道路土工工事の施工実績を有すること。</u></p> <p><u>(構造物掘削の実績は土工量の実績とは認めない。)</u></p>